ハ　複数新設現物出資のうち当該複数新設現物出資前に当該複数新設現物出資に係る現物出資法人と他の現物出資法人との間に同一の者による完全支配関係があるもの　当該複数新設現物出資後に当該現物出資法人、当該他の現物出資法人及び当該複数新設現物出資に係る被現物出資法人と当該同一の者との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該複数新設現物出資後に当該現物出資法人、他の現物出資法人又は被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該複数新設現物出資の時から当該適格合併の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること。）が見込まれている場合における当該現物出資法人及び他の現物出資法人と当該被現物出資法人との間の関係

第四条の三第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「総数」の下に「（出資にあつては、総額）」を、「の数」の下に「（出資にあつては、金額）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第二条第十二号の十二に規定する政令で定めるものは、分割型分割に該当する分割で単独新設分割であるもの（法第六十二条の六第一項に規定する分割を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一　分割の直前に当該分割に係る分割法人と他の者（その者が個人である場合には、その個人との間に第四条第一項（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある者を含む。イにおいて同じ。）が締結している民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約並びに外国におけるこれらの契約に類する契約（以下この号において「組合契約」という。）並びに次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。以下この号において同じ。）との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、当該分割後に当該分割に係る分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと。

イ　その者が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約

ロ　イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ　ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

二　分割前の当該分割に係る分割法人の重要な使用人（当該分割法人の分割事業に係る業務に従事している者に限る。）を含む。）のいずれかが当該分割後に当該分割に係る分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。

三　分割により当該分割に係る分割法人の分割事業に係る主要な資産及び負債が当該分割に係る分割承継法人に移転していること。

四　分割に係る分割法人の当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割に係る分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

五　分割に係る分割法人の分割事業が当該分割後に当該分割に係る分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること。

第四条の四第一項中「第二条第十二号の十八イ」を「第二条第十二号の十九イ」に改め、同条第三項中「第二条第十二号の十八ハ」を「第二条第十二号の十九ハ」に改める。

第五条第一項第十号ニ中「当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びに」を削り、「おいて」を「おいて、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は」に、「の帰属及び公表に関する事項」を「について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨」に改める。

第八条第一項中「第二十号」を「第二十二号」に改め、同項第一号ロ中「第六十一条の二第十三項第五号」を「第六十一条の二第十四項第五号」に改め、同号ヘ中「株式交換（」を「金銭等不交付株式交換（」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に、「株式交換に限る」を「金銭等不交付株式交換をいう。第十号において同じ」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同号チ中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同項第二号中「第六十一条の二第十三項」を「第六十一条の二第十四項」に改め、同項第三号中「第六十一条の二第十三項第五号」を「第六十一条の二第十四項第五号」に改め、同項第五号中「、適格合併」の下に「（法第六十一条の二第二項に規定する金銭等不交付合併に限る。）」を加え、同項第六号中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に、「同項第二号イ又はハ」を「同項第二号イ(1)又は(3)」に改め、同項第十号中「（適格株式交換」を「（適格株式交換等」に、「第四条の三第十六項第一号」を「第四条の三第十八項第一号」に、「第百十九条第一項第九号」を「第百十九条第一項第十号」に、「、適格株式交換」を「、適格株式交換等（金銭等不交付株式交換に限る。）」に、「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に、「適格株式交換の」を「適格株式交換等の」に改め、同号イ中「適格株式交換　当該」を「適格株式交換等に該当する株式交換　当該」に、「適格株式交換に」を「株式交換に」に改め、同号ロ中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同項第十一号中「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第一項第十二号」に改め、同項第十五号中「にイ」を「に当該分割法人の当該分割型分割に係るイ」に改め、同号イ中「当該分割法人の当該分割型分割」を「分割型分割」に改め、同号ロ中「当該分割法人の当該」を削り、同項第二十号中「及び同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「金銭等不交付分割型分割」の下に「及び同条第八項に規定する金銭等不交付株式分配」を加え、「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配、同項第四号」に、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同号イ中「第八号」を「第九号」に、「第二十五号又は第二十六号」を「第二十六号又は第二十七号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「第二十四条第一項第四号から第六号まで」を「第二十四条第一項第五号から第七号まで」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該資本の払戻し等を第十五号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

第八条第一項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六　現物分配法人の適格株式分配の直前の当該適格株式分配によりその株主等に交付した法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人の株式（次号において「完全子法人株式」という。）の帳簿価額に相当する金額

十七　現物分配法人の適格株式分配に該当しない株式分配の直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額及びロに掲げる金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該金額が当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した完全子法人株式その他の資産の価額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額）

イ　当該株式分配を第十五号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

ロ　当該現物分配法人の当該株式分配の直前の当該株式分配に係る完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額（当該金額が零以下である場合には零とし、当該金額がイに掲げる金額を超える場合（イに掲げる金額が零に満たない場合を除く。）にはイに掲げる金額とする。）